徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

数は、 解職の請求をする場合の阿南選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による県議会議員の 次のとおりである。

令和七年十一月二十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

『可	選
南	学区名
一九、二〇五人	数